

# SCB

SHINKIN  
CENTRAL  
BANK

産業企業情報

17-7

(2005.10.26)



信金中央金庫

SCB

総合研究所

〒104-0031 東京都中央区京橋 3-8-1  
TEL.03-3563-7541 FAX.03-3563-7551  
URL <http://www.scbri.jp>

## 日本版 LLP・LLCの概要

- 新たに創設された二つの事業組織制度の仕組みと活用例 -

### 視 点

LLP（有限責任事業組合）およびLLC（合同会社）は、新産業の創造、創業の活発化等を目的として2005年に新たに創設された事業組織制度である。この制度は、企業や個人の共同事業、共同研究開発、産学連携等に利用されることが想定されている。

社会・経済の構造変化が進展するなか、企業のなかには、他の企業や大学、研究機関、専門能力を有する個人等と共同で新たな事業を立ち上げたり、不足する経営資源を相互に補完しあう体制を構築したいと考えている例が少なくないものと思われる。LLP、LLCは、このような共同事業の器として注目されつつあり、活用事例も増えてきている。

そこで、本稿では、両制度の概要と活用事例を紹介するとともに、中小企業がこれらの制度を利用する場合の留意点等についてまとめた。

### 要 旨

- LLPおよびLLCは、全出資者に有限責任制が認められるとともに、内部自治については構成員の自由な決定に委ねられることを特徴とする事業組織である。企業や個人の共同事業、共同研究開発、産学連携等に利用されることが想定されている。
- LLPには法人格がない一方、構成員課税が適用される。構成員課税が認められると、法人税と配当課税のいわゆる二重課税を回避できるため、税制上のメリットが大きいとされている。
- LLCには法人格が認められるため、法人税が課されることとなるが、LLC名義で契約を締結することができ、不動産の登記名義人となることもできる。また、LLCは株式会社に組織変更することが可能となっている。
- すでに100程度のLLPが設立されていると言われており、製造業における共同受注、アニメ・映画の製作等に活用されている。LLCは2006年5月以降に設立可能となるためまだ設立事例はないが、一部の商店街組合の連合体が活用を検討している。
- LLP、LLCはともに、新しく創設された制度であるため、中小企業を対象とした公的な支援制度等が、LLP、LLCに対応していない場合がある。政府、自治体等においては、早急な制度対応、あるいは柔軟な制度運用が望まれる。

### キーワード

LLP、LLC、有限責任事業組合、合同会社、共同事業、法人格、構成員課税

目次

はじめに

1. 日本版LLP・LLCの概要

- (1) LLP・LLC制度創設の目的
- (2) LLP・LLC制度のニーズ
- (3) LLP・LLC制度創設の経緯
- (4) LLPの概要
- (5) LLCの概要

2. LLP・LLCの設立状況

3. LLP・LLCの活用事例

- (1) LLP活用事例 町工場の共同受注プロジェクト～アッセンブリ119～
- (2) LLP活用事例 アニメコンテンツの製作・管理事業～ジャパニメーション・パートナーズ～
- (3) LLP活用事例 農業と起業家教育を組み合わせた地域活性化事業～セルフバリュー～
- (4) LLP活用事例 女性起業家のプロモーション事業 ～アベニールポルテ～
- (5) LLC活用事例 商店街組合のクレジットカード、物流、インターネット事業  
～きょうと情報カードシステム(KICS)～

4. 中小企業における留意点

おわりに

**はじめに**

近年、社会・経済の変化に対応するため、あるいは実務サイドからの要望に応えるために、会社制度や組合制度、非営利法人制度等が見直され、次々に新しい制度が創設されている(図表1参照)。

このようななかで、2005年、欧米の制度を参考に日本版LLP・LLCと呼ばれる二つの制度が創設された。

これらはともに、株式会社と同様に営利事業を営むための組織制度であり、企業や個人の共同事業、共同研究開発、産学連携等に利用されることが想定されている。

本稿では、日本版LLP・LLCの概要と活用事例を紹介するとともに、中小企業がこれらの制度を利用する場合の留意点等をまとめた。

図表1) 最近の主な事業組織制度の改正等

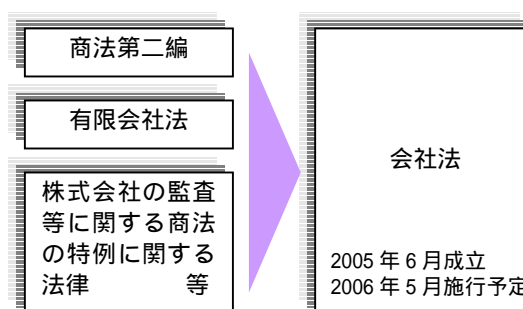
1998年	NPO法人制度の創設
2001年	中間法人制度の創設 株式会社における金庫株の解禁等
2002年	株式会社等の資本金規制の特例制度(いわゆる1円会社)の創設 株式会社における委員会等設置会社制度の創設等
2005年	日本版LLPの創設 会社法の制定(日本版LLCの創設・有限会社制度の廃止)

## 1. 日本版 LLP・LLCの概要

日本版 LLP (Limited Liability Partnership 以下、LLPという。)とは、2005年5月に制定された「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づく「有限責任事業組合」を指す。同法は同年8月1日に施行され、すでに100程度の LLP が設立されていると言われている。

一方、日本版 LLC (Limited Liability Company 以下、LLCという。)とは、2005年6月に制定された「会社法」のなかで、会社の一類型として創設された「合同会社」を指す。「会社法」とは、これまで「商法第二編」、「有限会社法」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」等に規定されていた会社関連法制が再編成されて一つの法典にまとめられたもので、2006年5月頃に施行される予定となっている(図表2参照)。

(図表2) 会社法の概要



これまで個々の法律に規定されていた会社関連法制が「会社法」という一つの法典にまとめられた。

LLP、LLCは、それぞれ異なる根拠法で規定され、LLPは組合、LLCは会社と、基本的な性質も異なっている。しかし、LLPとLLCはもともと一つの制度が二つに分離されたものであるため、似通った点も少なくない。

### (1) LLP・LLC制度創設の目的

2003年、経済産業省は『人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 日本版 LLC制度の創設に向けて』と題する報告書を出している。この報告書によると、「日本版 LLC」制度創設の目的は、その題名のとおり人的資産を活用するための組織を創設することにあった。

すなわち、同報告書では、「企業の競争力の源泉は、建物や設備、機械に代表されるハードな物的資産から、人的資産とそれが生み出すアイデア、ノウハウ、技術、知的財産権、ブランド、サプライチェーンなどといった無形資産へシフトしている」とし、「物的資産重視型企業には株式会社制度が、人的資産重視型の企業には合名・合資会社や組合制度が用意され」ているものの、合名・合資会社や組合制度では「出資者に無限責任制が要求されるという限界がある」ことが指摘された。

そこで、欧米の制度を参考に、株式会社と組合の両方の利点を兼ね備えた制度として、「有限責任の人的法人制度」である「日本版 LLC」の創設が提案されるに至った。

ただし、「日本版 LLC」の創設の目的については、法制審議会の会社法(現代化

関係) 部会の部会長を務めた江頭憲治郎東京大学教授が、「その主たる狙いが税制上パススルーのある法人形態を導入することにある点は、明らかである。」と指摘しているとおり<sup>1</sup>、税制上の取扱いに注目が集まったことも事実である。

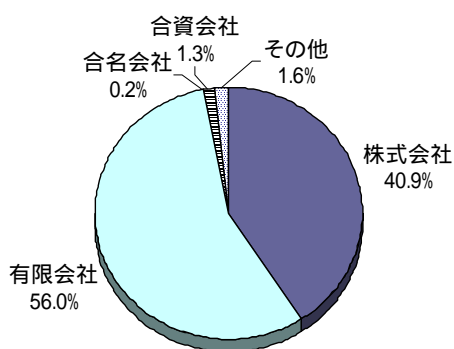
## (2) LLP・LLC制度のニーズ

上述のとおり、「有限責任の人的法人」は、既存の事業組織制度のなかにはない(図表3参照)。

人的法人<sup>2</sup>とは、出資者の個人的信用・個性が重視される法人であり、合名会社<sup>1</sup>がその典型である。資本と経営が分離されておらず、出資者自ら経営にあたるのが原則とされている。出資者の個人的信用・個性が重視される結果、出資者の数はおのずと限定されることから、小規模事業向けの組織形態である。

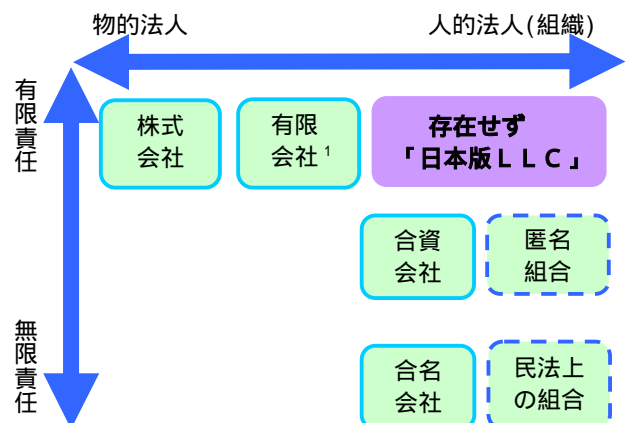
人的法人と対比されるものとして、物的法人という概念がある。物的法人の典型が株式会社である。資本と経営が分離されており、出資者は経営の専門家である取締役<sup>1</sup>に経営を委ねることとされて

(図表4) 種類別法人数割合(平成15年度)



(備考) 国税庁「平成15年度会社標本調査結果」より信金中央金庫総合研究所作成

(図表3) 主な事業組織制度の特徴



(備考) 信金中央金庫総合研究所作成

(注1) 会社法の施行により、有限会社制度は株式会社制度に統合されることとなっている。

(注2) ——— は法人格あり、- - - は法人格なし

いる。物的法人では、出資者個人の信用・個性が重視されないため、多数の出資者を集めることが可能であり、大規模事業に適している。

我が国の法人数をみると、物的法人である株式会社と有限会社が圧倒的多数を占め、人的法人である合名会社、合資会社は、それぞれ全体の0.2%、1.3%を占めるに過ぎない(図表4参照)。

ただし、このことは我が国において人的法人に対するニーズが少ないことを示してい

<sup>1</sup> 江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説」商事法務No.1721、2005年2月5日参照。なお、江頭教授の指摘は厳密には本稿におけるLLC(=合同会社)についてのものであるが、主旨は同じであると考えられる。

<sup>2</sup> 一般には「人的会社」、「物的会社」と呼ばれることが多い。本稿では上記報告書に合わせて「人的法人」、「物的法人」としている。

るわけではない。すなわち、我が国では、実体としては人的法人と同視できるような企業が、物的法人である株式会社や有限会社形態を採ることが少なくない。資本金階級別の法人数をみると、現行の株式会社、有限会社の最低資本金（それぞれ1,000万円、300万円）付近に集中しており、小規模な企業が最低資本金をようやく満たす規模の株式会社、有限会社を設立していることがわかる（図表5参照）。

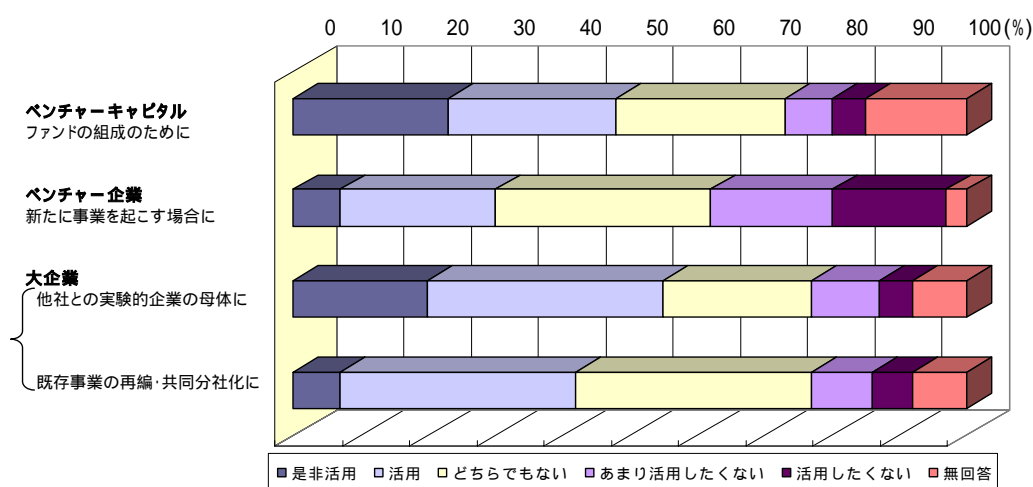
（図表5）資本金階級別法人数

資本金階級	株式会社		有限会社		合名会社		合資会社		その他		計	
	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)	法人数	構成比(%)
100万円未満	190	1.0	418	2.2	2,449	12.9	13,761	72.4	2,195	11.5	19,013	100.0
100万円以上	65	0.8	102	1.2	993	11.7	6,450	75.9	891	10.5	8,501	100.0
200万円 "	358	0.0	1,051,229	99.0	1,888	0.2	5,688	0.5	3,067	0.3	1,062,230	100.0
500万円 "	102	0.0	289,659	95.5	513	0.2	3,912	1.3	9,124	3.0	303,310	100.0
1,000万円 "	772,445	90.4	65,484	7.7	-	-	1,847	0.2	14,923	1.7	854,699	100.0
2,000万円 "	184,554	87.1	17,697	8.4	80	0.0	965	0.5	8,494	4.0	211,790	100.0
5,000万円 "	48,033	91.9	2,094	4.0	-	-	107	0.2	2,013	3.9	52,247	100.0
1億円 "	27,016	93.8	902	3.1	12	0.0	15	0.1	852	3.0	28,797	100.0
5億円 "	2,625	95.6	60	2.2	2	0.1	-	-	59	2.1	2,746	100.0
10億円 "	4,534	97.3	42	0.9	2	0.0	1	0.0	79	1.7	4,658	100.0
50億円 "	992	97.6	3	0.3	-	-	-	-	21	2.1	1,016	100.0
100億円 "	1,322	97.7	7	0.5	-	-	-	-	24	1.8	1,353	100.0
計	1,042,236	40.9	1,427,697	56.0	5,939	0.2	32,746	1.3	41,742	1.6	2,550,360	100.0

（備考）国税庁「平成15年度会社標本調査結果」より信金中央金庫総合研究所作成

また、経済産業省が2003年1月～3月に行ったアンケート調査によると、「有限責任の人的法人制度」を利用する意思があると回答したのは、ベンチャーキャピタルで48%、ベンチャー企業で30%となっている。また、大企業においても、55%が他社との実験的企業の母体に、42%が既存事業の再編や共同分社化に利用する意思があるとの結果が出ており、相応のニーズがあることがうかがえる（図表6参照）。

（図表6）「有限責任の人的法人」の潜在的ニーズ



（出所）経済産業省「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 日本版LLC制度の創設に向けて」平成15年11月

### (3) LLP・LLC制度創設の経緯

当初創設が検討されていた「日本版LLC」は、株式会社の利点である全出資者の有限責任制と法人格を、さらに民法上の組合の利点である自由度の高い内部自治と構成員課税（パススルー課税）を、それぞれ兼ね備えたものとされていた。構成員課税とは、法人段階では法人税が課されず、法人の出資者が直接課税される課税方式である。構成員課税が適用されると、法人段階で法人税が課されたうえに、法人の出資者が受け取る配当にも課税されるといったいわゆる二重課税を回避できる。また、一定の範囲内で出資者の他の所得と損益通算できることから、節税効果が期待できる場合もある。

しかし、我が国の税制上の大原則として、法人格を有する組織には法人税が課されることとなっている。このため、

「日本版LLC」に法人格を認めるのであれば、法人税を課することが原則であるとの主張がなされ、結局、当面の間、「日本版LLC」について構成員課税は認められないこととなった。

そこで、急遽「日本版LLC」とは別に、法人格はないが（法人税は課されないが）構成員課税は認められるLLPという制度が創設されるに至ったのである（図表7参照）。

このように、当初検討されていた「日本版LLC」は、税制上の問題からLLPとLLCという二つの異なる制度に分かれたのである。

（図表7）LLP・LLCの特徴

	全出資者の有限責任制	自由度の高い内部自治	法人格	構成員課税（法人税非課税）
LLP （有限責任事業組合）			×	
LLC （合同会社）				×
当初検討されていた「日本版LLC」				
株式会社		×		×
有限会社 <sup>1</sup>				×
合名・合資会社	×			×
民法上の組合	×		×	

（備考） 信金中央金庫総合研究所作成

（注1） 会社法の施行により、有限会社制度は株式会社制度に統合されることとなっている。

#### (4) LLPの概要

LLPとは、2005年5月に制定された「有限責任事業組合契約に関する法律」に基づく「有限責任事業組合」を指す（図表8参照）。

LLPは、共同で営利を目的とする事業を営むための有限責任の組合であり（同法第1条）、民法上の組合の特例として位置付けられている。

ベンチャー企業や中小企業と大企業の連携、中小企業同士の連携、大企業同士の共同研究開発、産学連携、IT等の専門技能を持つ人材による共同事業等を振興し、新産業を創造することを目的として創設された制度である。

##### イ．共同事業性

LLPは、共同で事業を営むこととされていることから、少なくとも2人の個人・法人の組合員が必要であり、100%子会社のような形で設立することはできない。

LLPでは、組合員全員が業務を執行することが義務付けられている。つまり、出資だけを行い、業務執行に一切関わらないことは認められない。また、業務執行に関する決定は、原則として組合員の全員一致によることとされている。

##### ロ．有限責任制

LLPでは、全組合員に有限責任が認められる。つまり、組合員は出資の全額を払い込めば、LLPの事業から生じた債務を弁済する責任を負わない。このため、リスクの高い事業にも取り組みやすい。

なお、債権者保護のために組合契約の登記、財務情報の開示が義務付けられ、利益分配に関しても一定の制限がある。

#### ハ．自由度の高い内部自治

LLPでは、株式会社における株主総会や取締役等、会社の機関を設置する必要がない。

また、全組合員の同意により、出資比率と異なる割合で損益を分配することがで

（図表8）LLP・LLC・株式会社の比較

	LLP	LLC	株式会社 <sup>1</sup>
正式名称	有限責任事業組合	合同会社	株式会社
出資者数	2人以上	1人以上	1人以上
業務執行者	全組合員（＝出資者）	社員（＝出資者）	取締役・執行役等（出資者）
出資者の責任	有限責任	有限責任	有限責任
最低出資金	2円	1円	1円
内部自治の自由度	高い	高い	低い
法人格	無	有	有
課税方式	構成員課税	法人課税	法人課税
株式会社への組織変更	不可	可	

（備考） 信金中央金庫総合研究所作成

（注1） 会社法施行後の株式会社を想定

きる。このため、例えば大企業が多額の出資を、中小企業が少額の出資と人材や技術、ノウハウ等を提供してLLPを設立した場合に、損益の分配は50%ずつとすることも可能である。

ただし、租税回避を防ぐために、出資金額を超える損失の分配を受けることはできない。また、当然のことながら、制度濫用的な損益分配は否定されることになる。

## 二．法人格

LLPには法人格が認められない。

映画等の製作委員会や建設共同企業体等、法人格を有しない組織が事業活動を行っている例はあるものの、法人格がないことで、契約の締結や財産の所有、資金調達、許認可の取得等に、不都合が生じることもあるものと考えられる。

ただし、法人格の有無によるメリット・デメリットは、業界構造や事業内容、取引先との関係、資金調達や許認可取得の必要性等により大きく異なるものと思われる。

## ホ．構成員課税

LLPには法人格がないことから、法人税は課税されず、LLPの組合員に直接課税される構成員課税が適用される予定となっている。

法人格のある株式会社等では、まず株式会社に法人税が課され、株主が受け取る配当にも課税される。このため、二重課税だという批判がある。

LLPには法人税が課税されないことから、二重に課税されることはない。さらに、組合員に分配される損益は、一定の範囲内で組合員の他の所得と損益通算することができる。

## ヘ．設立手続き

LLPの設立手続きは、基本的に 組合契約書の作成、 出資金の払い込み、 組合契約の登記申請、 の3つの手続きで完了する。株式会社に比べ簡便で、コストも低い。

なお、最低出資金は定められていないことから、最低2人の組合員がそれぞれ1円ずつ出資し、出資金2円のLLPを設立することもできる。

## ト．組織変更

LLPは、株式会社やLLC等に組織変更をすることができない。そのため、組合員数が増えるなどして、LLPでは運営が困難になった場合には、新たに株式会社等を設立しなければならない。



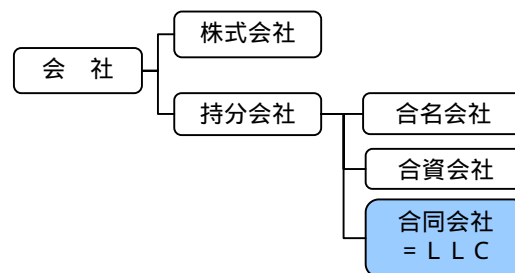
## (5) LLCの概要

LLCとは、2005年6月に制定された「会社法」のなかで、会社の一類型として創設された「合同会社」を指す（図表9参照）。

この「会社法」とは、これまで「商法第二編」、「有限会社法」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」等複数の法律で規定されていた会社関連法制が再編成されて一つの法典にまとめられたものである。

LLC制度の創設目的は、創業の活発化、情報・金融・高度サービス産業の振興、共同研究開発・産学連携の促進等を図ることとされている。

（図表9）会社法における会社類型



### イ．共同事業性

LLCも、LLPと同様に共同事業を念頭に置いた制度設計となっており、原則として社員（＝出資者）自らが業務執行にあたることとされている。

ただし、LLPでは出資だけを行い、業務執行に一切関わらないことが認められないのに対し、LLCでは特定の社員（＝出資者）に業務執行を委ねることが可能となっており、共同事業性は緩やかなものとなっている。また、LLPと異なり社員（＝出資者）を1名とすることも可能である。

### ロ．有限責任制

LLCも、LLPと同様に全社員（＝出資者）の有限責任が認められる。また、債権者保護のために登記、財務情報の開示が義務付けられ、利益分配についても一定の制限がある。

## 八．自由度の高い内部自治

LLCも、LLPと同様に株式会社における株主総会や取締役等を設置する必要がなく、会社内部の権限等は自由に決定することができる。また、出資比率と異なる割合で利益を分配することも可能である。

### ニ．法人格

LLCは法人格を有する。この点が、LLPとの大きな違いである。株式会社と同様に、LLC名義で契約を締結することができ、不動産の登記名義人となることも可能である。

### ホ．法人課税

LLCは法人格を有するため、原則どおり法人税が課される予定である。そのため、株式会社の場合と同様に、LLCが課税され、LLCの社員（＝出資者）が受取る配当にも課税されることとなる。

なお、LLCの課税方法については、会社法の審議過程で参議院の法務委員会が

「利用状況、運用実態等を踏まえ、必要があれば、対応措置を検討すること。」という付帯決議をしている。この付帯決議に法的な拘束力はないが、将来的に構成員課税が認められる可能性を残すものとなっている。ただし、構成員課税が認められるLLPが創設されたことにより、LLCに構成員課税が認められるようになる可能性が低くなったとの見方が強い。

#### へ．設立手続き

LLCの設立手続きにおいては、定款の認証、現物出資の際の検査役の調査等が不要となっていることから、株式会社に比べ簡便になっている。

なお、最低出資金は定められていないことから、出資金を1円とすることも可能である。

#### ト．組織変更

LLCは、株式会社に組織変更することができる。そのため、当初はLLCで設立し、社員（＝出資者）数の増加や事業規模の拡大に応じて、株式会社へ組織変更するという使い方もできる。

また、LLCと株式会社が合併する場合、LLCを存続会社にすることも可能である。

なお、株式会社からLLCに、またLLCから合名会社、合資会社への組織変更も可能である。

#### 【参考】LLP、LLCの証券化ビークルとしての利用可能性

LLPでは、組合員全員が業務執行を担うことが義務付けられており、出資だけを行うことは認められないとされている。また、業務執行に関する意思決定も、原則として組合員の全員一致によることとされているなど、共同事業性が強く要求されている。このため、証券化のビークルとして利用するためには、この共同事業性の要件をいかにクリアするかが問題となる。

一方、LLCについては、LLPに比べ共同事業性が緩和されており、現行の有限会社に近いものとなっている。現在、有限会社は証券化のビークルとして多用されているが、LLCは有限会社に代替するものとして利用されるようになるのではないだろうか。

## 2. LLP・LLCの設立状況

LLPは、すでに2005年8月1日より設立が可能となっており、すでに100程度のLLPが設立されていると言われている。新聞記事、インターネット等で確認できるものだけでも、20以上のLLPがある(図表10参照)。

8月の時点では、LLPの設立支援や経営コンサルティング等を行うために、公認会計士や税理士、司法書士といった専門家がLLPを設立するケースが目立ったが、9月、10月には個人・法人が共同事業を行うための設立が報じられるようになってきた。

事業内容は多岐にわたっており、製造業における共同受注・共同製作事業、アニメ・映画の製作、農業と起業家教育を組み合わせた地域活性化事業、起業家支援を手がけるものなどがある。地域的には、東京での設立がおよそ半数を占めている。

一方、LLCは2006年5月頃に予定されている会社法の施行後に設立できるようになる。現時点では、京都の商店街組合の連合体がLLC設立に向けた検討を行っていることが明らかになっている。

(図表10) LLPの設立状況

名称	所在地	事業概要
アントレポート	東京都	経営コンサルティング等
インブルーム	東京都	会計・税務コンサルティング等
LLP・LLC 起業活用センター	東京都	LLP 設立支援等
LLP 支援センター	東京都	LLP 設立支援等
LLP スタイル	東京都	LLP 設立支援等
ジャパニメーション・パートナーズ	東京都	アニメ製作等
セルフバリュー	東京都	地域活性化事業等
ナノキャスト	東京都	半凝固鑄造技術の開発
吉川の鯨	東京都	建築設計・工事監理
緑化知的権利	東京都	砂漠緑化事業等
レスペクト	東京都	環境保全事業等
あばさけ福井	福井県	広告代理業
モノクレアーレ	愛知県	WEB デザイン等
IBS	静岡県	経営コンサルティング等
アッセンブリ 119	大阪府	中小企業の協業
アベニールポルテ	大阪府	女性起業家支援等
サムライ	大阪府	経営コンサルティング等
パビル6	大阪府	映画制作等
アシスト	兵庫県	経営コンサルティング等
LLP 経営支援専門家ネット	和歌山県	LLP 設立支援等
企業価値評価センター	広島県	経営コンサルティング等
やまぐち LLP・LLC 推進	山口県	LLP 設立支援等
トライアウトえひめ	愛媛県	中小企業の協業
赤坂 LLP コンサルティング	福岡県	経営コンサルティング等

(出所)新聞記事、インターネット等

### 3. LLP・LLCの活用事例

#### (1) LLP活用事例 町工場の共同受注プロジェクト～アッセンブリ119～

板金試作等を手がける(有)こだま製作所（大阪市生野区、資本金 300 万円、笹尾恭三代表取締役）の代表取締役である笹尾氏は、地元の中小製造業者とともに、産業機器部品、半製品等の共同受注を行うLLP、「アッセンブリ119」を設立した。

笹尾氏は、LLPが営業活動を行い、受注した仕事の開発・設計から納品までの窓口となることで、中小製造業者がそれぞれの得意分野を生かした仕事ができると考えている。

(有)こだま製作所が製作している板金試作製品



(有)こだま製作所外観



#### イ. 業界構造とこれまで指摘されていた問題点

中小製造業は、大手メーカーを頂点とした縦割りの業界構造となっており、中小製造業者同士の横のつながりはあまり強くない。

また、営業活動に人手を割くことが難しいことなどから、営業活動を一切行っておらず、仕事のほとんどを長年の取引先、または取引先から紹介を受けた先から受注している場合が多い。このような環境のもとでは、取引先からの依頼を断ることが難しく、無理をして不得意な製品を製造している場合も少なくない。

#### ロ. LLPを利用した解決策

笹尾氏らが設立したLLPは、ダイレクト・メールを配布するなど広く営業活動を行い、大企業だけではなく中堅・中小企業、個人からの受注を獲得していくこととしている。受注した仕事は、工程ごとにそれを最も得意とする地元の中小製造業者に外注する。個々の中小製造業者の得意分野を組み合わせることで、製品の品質や価格競争力の向上が期待できる。

顧客にとっては、発注した製品の開発・設計から納品までの窓口がLLPに一本化されるというメリットもある。

笹尾氏は、中小製造業者同士の協業体制を構築することで、縦割りの業界構造が変化し、中小製造業者が主体的に活動できる範囲が広がるものと考えている。

## 八．LLPの利用を決めたポイント

笹尾氏らがLLPの利用を決めたポイントは、少人数で設立でき、柔軟な運営が可能であるという点にある。株式会社の設立準備は煩雑で、忙しい本業の合間に行うことは難しい。また、株式会社の運営には手間がかかるため、新たに人を雇わなくてはならなくなるおそれもあるが、ある程度事業の見通しがつくまでは、安易に人を雇うことは避けたいと考えていた。

LLPの設立準備にかかる負担はそれほど重くなく、多忙を極める本業の合間に設立することも可能である。また、小規模なLLPを設立し、状況に応じて徐々に拡大していくことができる柔軟性も魅力である。笹尾氏らが設立したLLPは、2名の組合員でスタートした。同業者のなかで、LLPに参加するメリットが大きい業者がある程度固まってきた段階で、当該業者を順次LLPに参加させようと考えているとのことである。

LLPには法人格がないことから、取引先の信頼を得にくいのではないかと懸念したが、杞憂に終わったとのことである。現在、数多くの企業から仕事の相談を受けており、すでに受注実績もある。

LLPは、利益を内部留保することができないが、事業が軌道に乗り、安定した収益を得られるようになると、内部留保できないことが事業運営の障害となることも考えられるため、そのような場合にはLLC等の他の制度の利用についても検討するとのことである。

### (2) LLP活用事例 アニメコンテンツの製作・管理事業 ～ジャパニメーション・パートナーズ～

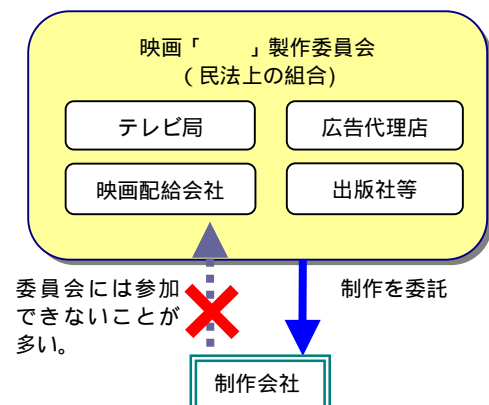
アニメコンテンツの製作・管理事業を手がける(株)シンク(東京都港区、資本金 6,998万円、従業員 15名、森祐治代表取締役)は、ハリウッドの人気映画シリーズをモチーフとしたアニメーション作品の製作・管理事業を行うLLPを設立した。

同社は、LLPという新しい事業体を利用することで、業界内外の幅広い企業等がコンテンツの製作プロジェクトに参加しやすい環境を作り出したり、参加者の貢献度に応じたより適切な利益配分を実現することを目指している。

#### イ．業界構造とこれまで指摘されていた問題点

映画、アニメ等のコンテンツ業界では、製作委員会と呼ばれる民法上の組合が事業主体となり、コンテンツの製作・管理を担うというスキームがすでに確立している(図表 11 参照)。

(図表 11) 製作委員会の概略図



(備考)信金中央金庫総合研究所作成

しかし、このスキームには以下のような問題が指摘されてきた。

**(イ) 制作会社に利益が回りにくい**

製作委員会に参加しているのは、大手企業を中心であり、実際にコンテンツを制作する中小の制作会社は、製作委員会からコンテンツの制作を受託する、いわゆる下請け的な立場にある。このスキームでは、コンテンツが大ヒットし、高い利益をあげても、その利益は製作委員会が受け取ることとなり、制作会社に利益が回りにくい。

**(ロ) 新規参入が難しい**

製作委員会は、コンテンツがヒットしたときの利益を受け一方、損失も負担する。このため、損失を避けるために、実績のある制作会社に制作を委託する傾向があり、実績に乏しい制作会社にはチャンスが回ってきにくい。

**(ハ) 著作権侵害等によるリスク**

万が一、製作した作品が他者の著作権を侵害し、多額の損害賠償責任を負うこととなった場合、従来の製作委員会は民法上の組合であることから、無限責任を負うこととなる。

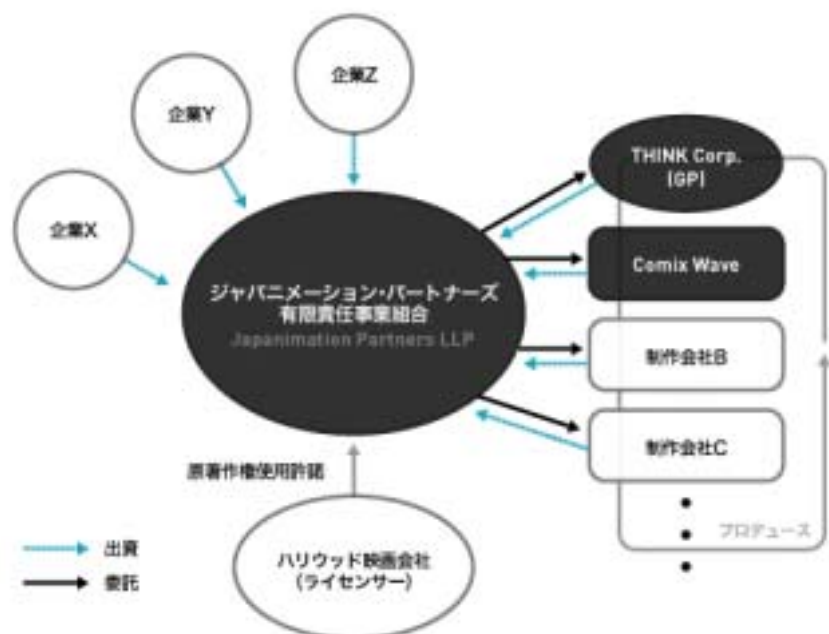
**ロ . L L Pを利用した解決策**

㈱シンクが構築したスキームでは、民法上の組合に替えてL L Pを利用し、このL L Pに中小の制作会社が参加できるようにしている（図表 12 参照）。

これにより、コンテンツがヒットすればその分の利益が制作会社に還流することになるため、制作会社のモチベーションが高まることが期待できる。当然、制作会社が損失を被るリスクも出てくるが、リスクに見合ったリターンを得られる仕組みを整えることで、下請け的な現状から脱却できるメリットは大きいと考えている。

また、L L Pは設立コストが低いいため、小規模なL L Pを多

（図表 12）㈱シンクが設立したL L Pの概要



(出所) 株式会社シンクホームページ プレスリリース  
 (<http://www.think.ne.jp/news/archives/2005/0729.html>)

数設立することが可能である。小規模なLLPが多数できれば、実績は少なくとも優れたアイデア・技術等を有する制作会社にチャンスが回ってくる可能性も高まる。

さらに、LLPは有限責任であるため、万が一、著作権侵害等で多額の損害賠償責任を負うことになった場合に、損失を限定することが可能になるのではないかと考えているとのことである。

### (3) LLP活用事例 農業と起業家教育を組み合わせた地域活性化事業 ～セルフバリュー～

起業家教育を行う(株)セルフウイング（東京都新宿区、資本金 4,700 万円、平井由紀子代表取締役）とタイ料理店の経営等を行うサライ&バリュー(株)（東京都世田谷区、資本金 1 億 4600 万円、佐藤頼太代表取締役）は、沖縄で農業と起業家教育を組み合わせた地域活性化事業を行うLLP、「セルフバリュー」を設立した。

地域の人々と協力して立ち上げる事業であることから、株式会社よりは組合形態の方が望ましいと考え、当初は事業協同組合の設立を検討していた。しかし、LLPという新たな事業体制度ができ、事業協同組合よりも柔軟な運営が可能であることを知り、LLPを利用することとした。

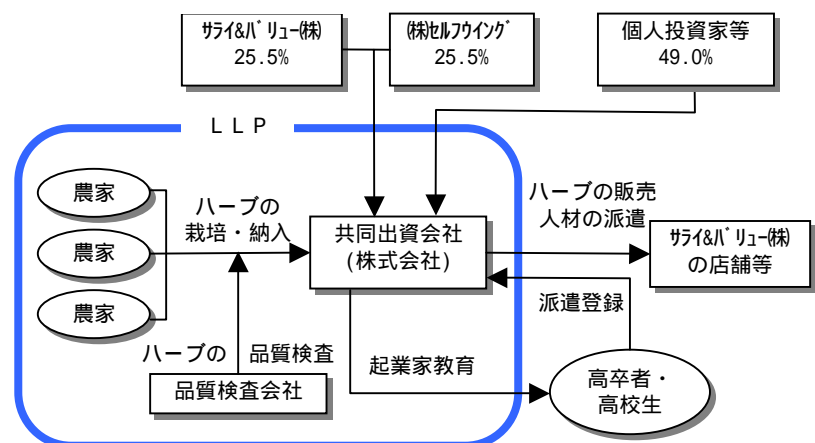
#### イ．地域活性化事業の概要

(株)セルフウイングとサライ&バリュー(株)は、まず、共同で株式会社を設立した。この共同出資会社と、沖縄県内の農家、農産物の品質検査会社が中心となってLLPを構成する（図表 13 参照）。

農家はハーブを栽培し、品質検査会社の厳しい検査を受けたうえで、共同出資会社に納入する。共同出資会社は、このハーブを高品質のブランド・ハーブとして、サライ&バリュー(株)や他の業者に販売する。

共同出資会社は、沖縄県内で高卒者・高校生を対象とした起業家教育も行う。教育を受けた人材は、サライ&バリュー(株)の店舗等に派遣する。これらの人材は、いずれ独立して自分の店舗を持ったり、起業して地域の活性化に貢献することが期待されている。

（図表 13）(株)セルフウイングとサライ&バリュー(株)が設立したLLPの概要



（備考）(株)セルフウイング 資料より信金中央金庫総合研究所作成

## ロ．LLPの利用を決めたポイント

LLPを利用することとしたのは、利益の分配等、多くの事項を出資者の合意で柔軟に決められるためである。この事業の本質は地域の活性化であることから、地元の農家にも事業に主体的に参加して欲しいと考えていた。農家に参加を促すには、多くの事項を柔軟に決められるLLPが良いと判断したとのことである。

LLPには法人格がないため、共同出資会社を株式会社形態で設立するという工夫をした。LLPに法人格がないことで、取引上なんらかの不都合が生じた場合には、共同出資会社が取引の主体となることでカバーするとのことである。

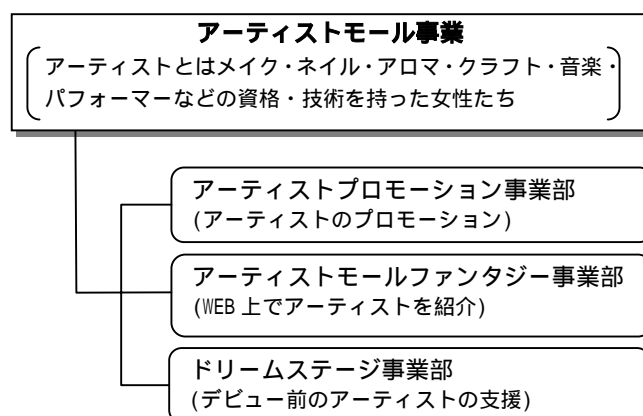
### (4) LLP活用事例 女性起業家のプロモーション事業 ～アベニールポルテ～

アベニールポルテは、OL・主婦を含む8名の女性と、女性の社会進出支援を手がける株シードジャパン（大阪府中央区、資本金1,000万円、百武初代代表取締役）によって設立されたLLPである。

#### イ．プロモーション事業の概要

メイク、ネイル、クラフト等、技術や資格を活かして働きたいと考えている女性は少なくない。しかし、資格や技術を持っていても、様々な要因（経験、時間、資金等）で1人では活動できない女性が多い。そこでアベニールポルテでは、女性の社会進出支援のノウハウを有する株シードジャパンの協力を得て、段階的に経験を積みながらレベルアップしていくことができる4つのステージ（活躍の場）を提供し、技術や資格を活かして仕事をする支援を行うと同時に、企画・営業・販売等のプロモーションも行い、女性アーティストを総合的にサポートしている（図表14参照）。

（図表14）アベニールポルテLLPの事業内容



（備考）アベニールポルテLLP資料より信金中央金庫総合研究所作成

## ロ．LLPの利用を決めたポイント

アベニールポルテでは、LLPの活動への貢献度に応じて、歩合制のような形で組合員に利益を分配しようと考えている。そのため、利益の分配を柔軟にできるLLPを利用することとしたとのことである。

当初は、株式会社を利用することも検討していたが、設立コストの高さがネックとなった。また、個人事業主の集まりという性質の組織であるため、構成員が「社長」と「社員」という立場に分かれる株式会社より、全員が業務を執行するLLP



の方が組織の性質に合うと考えているとのことである。

また、組合員の多くが平日は会社員として一般企業に勤め、休日等を利用してLLPの活動に参加している。二つの株式会社の正社員となることは難しいが、株式会社の正社員とLLPの組合員を兼ねることはそれほど難しくないとこの事情もある。

LLPに法人格がないことは不安材料ではあったが、大企業が運営するカルチャーセンターとLLP名義で契約を締結することができたことなどから、法人格がないことはそれほど大きなデメリットにはならないのではないかと感じているとのことである。

### (5) LLC活用事例 商店街組合のクレジットカード、物流、インターネット事業 ～きょうと情報カードシステム(KICS)～

きょうと情報カードシステム(略称KICS。以下、KICSという。)は、京都府内の商店街組合・同業者組合等44組合1,200店が加盟する団体であり、クレジットカードの一括処理、物流経費合理化、インターネット事業等を手がけている(図表15参照)。

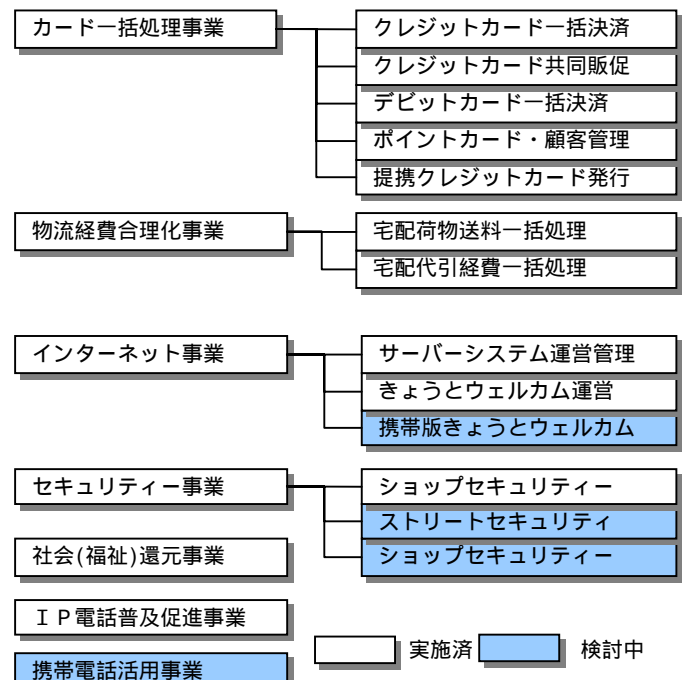
KICSは、これまで法人格のない民法上の組合として事業を行ってきたが、加盟組合数や事業規模の拡大を受け、LLCの設立を検討している。

#### イ. 法人化の必要性

KICSには法人格がなく、対外的な契約の主体となれないことから、現在はKICS最大の商店街組合であり、KICSの代表幹事を務める四条繁栄会商店街振興組合(以下、四条繁栄会という。)が、KICSに代わって契約の主体となっている。

このため、KICSの運営に関する対外的な責任の大部分は、四条繁栄会が負担する形となっている。しかしながら、KICSの事業規模はすでに四条繁栄会の事業規模を大きく上回っており、四条繁栄会が負担できる責任の限界を超えている。

(図表15) KICSのIT事業一覧



(備考) KICS資料より信金中央金庫総合研究所作成

また、K I C Sは次々と新しい事業を立ち上げており、今後、K I C Sが担う役割はさらに重要なものになっていく。そのため、K I C S自体が契約主体となり、責任ある運営体制を構築することが必要となってきた。さらに、安定的に事業を継続していくためには、毎期の利益を内部留保できる方が望ましい。これらのことから、法人化を検討しているとのことである。

## ロ．L L Cの検討ポイント

K I C Sが最も重視しているのは、法人格を得て契約の主体となることである。したがって、法人格のあるL L Cを軸に検討を進めている。

株式会社を利用することも考えたが、K I C Sでは現在 26 の直接加盟組合が 1 組合 1 議決権をもって運営にかかる意思決定を行っており、株式会社でこの意思決定方法を維持しようとした場合、原則として、各商店街組合の出資金額を均等にしなければならない。しかし、各商店街組合の規模等が大きく異なるため、出資金額を均等にすることは現実的ではない。

この点、L L Cでは、出資金額は各商店街組合の規模等を勘案して定め、議決権は均等に配分するというように、柔軟に定めることができるため、K I C Sのニーズに合致するとのことである。

さらに、L L PとL L Cを比較した場合、K I C Sにとっては構成員に直接課税されるL L Pは利用しにくい。なぜなら、L L Pを利用した場合には、構成員課税が適用される結果、L L Pの組合員となる各商店街組合が直接課税されることとなるためである。通常、各商店街組合は課税されるような事業活動、収益活動は行っていないため、各商店街組合に課税されることとなると、各商店街組合および加盟する商店等からの理解を得ることが難しい。この点、L L Cを利用した場合には、L L C自体に法人税が課される一方、L L Cの出資者となる各商店街組合には直接課税されないため、各商店街組合等から理解を得やすいとのことである。

このように、現時点における活用事例の多くは、L L P、L L Cの内部自治の自由度の高さに着目しているようである。特に、出資比率と異なる割合で権限や損益の分配を定められるという点が評価されている<sup>3</sup>。

また、少なくとも本稿で紹介したL L Pについては、法人格がないことに大きなデメリットは感じていないようである。大企業と正式な契約書を交わすような場合には、

<sup>3</sup> 会社法施行後、公開会社でない株式会社は、定款に定めることで、株主ごとに剰余金の配当、残余財産の分配、株主総会における議決権につき異なる取扱いをすることが可能となる（会社法 109 条 2 項参照）。ただし、株式会社には他に数多くの強行規定が適用されるため、L L P、L L Cの方が内部自治の自由度が高いことには変わりはない。

法人格がないことで煩雑な手続を踏まなければならなくなるなどの不都合が生じることもあると思われる。しかしながら、日常的な取引においては、そもそも取引相手の法人格を意識する機会自体が少ないのではないだろうか。そうであれば、法人格がなくとも地道に取引実績を積み上げることで、取引先の信用を得ることが可能であると考えられる。

さらに、LLPの最大のメリットとされる構成員課税については、「余計な税金がかからない」という程度の認識しかない場合が多く、節税効果を積極的に活用しようとする姿勢はみられなかった。むしろ、本業との相乗効果を高めることや、本業で抱える問題を解決することなどに重点が置かれているという印象を受けた。

#### 4. 中小企業における留意点

活用事例にあるように、LLP、LLCの特徴である内部自治の自由度の高さは、多くの中小企業にとってメリットのあるものである。ただし、内部自治の自由度の高さゆえに、意思決定や業務執行にかかる相互牽制・監視機能が十分に機能しなくなる可能性があることには留意すべきであろう。

また、LLP、LLCはともに新しく創設された制度であるため、中小企業を対象とした公的な支援制度等が、LLP、LLCに対応していない場合もあることには注意が必要である。

例えば、LLPまたは組合員名義で金融機関から融資を受ける場合、現時点ではLLPとして信用保証協会の保証を受けることが難しい。信用保証協会の保証には信用保険が付されているが、この信用保険の対象にLLPが含まれていないためである。これを解決するには、法改正が必要となるため、相応の時間を要する<sup>4</sup>。

また、政府や自治体等の制度融資、補助金、許認可事業等についても、株式会社や有限会社を念頭に置いた制度設計になっており、LLP、LLCに対応していない場合が少なくないものと思われる。

政府、自治体等は、早急な制度対応、あるいは柔軟な制度運用により、LLP、LLCの事業活動に支障が出ないように配慮すべきであろう。

<sup>4</sup> 中小企業信用保険法第2条1項では、資本金、従業員数、業種にかかる各条件を満たした会社および個人を、同2項以下で特定の組合を信用保険の対象として定めているが、この中にLLP（有限責任事業組合）は含まれていない。なお、LLC（合同会社）は会社であることから、対象に含まれるものと解される。

## おわりに

LLP、LLCのような柔軟な事業組織制度が創設される一方、中小企業等協同組合法に基づく中小企業組合については、コーポレート・ガバナンスを強化する方向での法改正が検討されていることが報じられており、事業組織制度のめまぐるしい改正は今後も続くものと思われる。

これらの事業組織制度をひとつひとつ検討して、自社に最もふさわしいものを探し出すことは、時間も手間もコストもかかるため、中小企業においては難しい場合が多いものと思われる。しかしながら、各制度がどのような事業・組織を想定して作られたものか、実際にどのような事業・組織で利用されているかについては、押さえておく必要がある。

以上  
(谷地向 ゆかり)

### 【参考文献】

- ・相澤哲「一問一答新・会社法」商事法務、2005年7月
- ・赤上博人・渡邊雅之「新会社法による金融実務への影響と留意点7証券化スキームへの影響と留意点」金融法務事情No.1749、金融財政事情研究会、2005年9月
- ・赤羽貴・永井和明「新会社法と金融実務」銀行法務21、経済法令研究会、2005年9月
- ・江頭憲治郎「会社法制の現代化に関する要綱案の解説」商事法務No1721～1729、商事法務、2005年2月～2005年4月
- ・経済産業省産業組織課「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案 日本版LLC制度の創設に向けて」2003年11月
- ・穴戸善一「新会社法の制定 持分会社」ジュリストNo.1295、有斐閣、2005年8月
- ・根田正樹・矢内一好「合同会社・LLPの法務と税務」学陽書房、2005年9月
- ・宮島司「新会社法エッセンス」弘文堂、2005年9月
- ・弥永真生「リーガルマインド会社法(第9版)」有斐閣、2005年9月

本レポートのうち、意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。投資・施策実施等についてはご自身の判断によってください。